

# 平成25年度事業計画(案)

自 平成25年4月 1日

至 平成26年3月31日

社団法人 公営交通事業協会

公営交通事業は、地域住民の足を確保し、安全・快適な交通サービスを提供するとともに、都市計画、福祉・環境対策、教育対策等の一般行政と連携した事業運営により、地域住民の福祉の増進を担っている。

このため、当協会は、会員の公営交通事業の円滑な運営に資するよう平成25年度においても引き続き以下の事業を実施する。

## 1. 調査・研究の実施

会員団体のご協力等により、公営交通事業に関する次の事項について調査を行い、要望書の作成、会報「公営交通」及び事業要覧等への掲載を行う。

- (1) 平成26年度政府施策に関する要望について
- (2) 公営交通事業に関する政府の施策及び予算措置状況等について
- (3) 平成24年度公営交通事業の決算状況について
- (4) 公営交通事業の事業概要及び経営計画等について
- (5) バス及び路面電車の走行環境改善について
- (6) 高齢者・障害者等の移動制約者の利便向上について
- (7) 運賃及び乗車券の状況について
- (8) 地球温暖化防止対策等の推進について

## 2. 平成26年度政府施策に関する要望活動

公営交通事業の経営の健全化、安定化を図り、もって住民の利便性の向上・福祉の増進に資するため、国の予算概算要求の前に、議案第6号の要望事項について、関係省庁及び関係国会議員に対して強力に要請する。

また、予算編成期には、関係省庁の予算要求額の確保が図られるよう活動を行う。

### 3. 研修会の開催

公営交通事業における省エネルギー対策、安全運行の確保等の諸課題に対応したテーマについて、下記の研修会等を開催し、職員の資質の向上と意識改革を図るとともに職員相互の情報交換に資する。

#### (1) 省エネルギー運転研修

省エネルギー運転及び安全運転の知識と技能を実践的に習得するとともに、コスト意識の向上を図る。

#### (2) 運行管理者研修

バス事業の安全対策、運行管理及びドライブレコーダーの活用などの重要性を実践的に習得して運行管理者の意識改革と運行管理体制の充実強化を図る。

#### (3) その他、管理職等を対象に研修会、講演会を適宜開催する。

### 4. 広報事業

宝くじの助成を得て実施している公営交通の広報事業については、下記の3事業を対象として、昨年度とほぼ同額の助成金が認められたので、公営交通及び宝くじの広報宣伝を積極的に行う。

なお、広報ポスターの制作・配布事業については、昨年度と異なり、「環境に優しい公営交通周知ポスター」として助成が認められた。

#### (1) モデル・バス停留所施設(上屋)の設置事業

助成対象数量 上屋 12基(前年度比同数)

(風防付上屋の設置は前年度と同数の2基とした。)

#### (2) モデル・バス停留所施設(標識)の設置事業

助成対象数量 ソーラー照明付標識 8基(前年度比同数)

#### (3) 広報ポスターの制作・配布事業

「環境に優しい公営交通周知ポスター」を作成

助成対象数量 20,000枚(前年度比同数)

内訳 A1判 3,000枚、B3判 17,000枚

### 5. 情報の収集・連絡・公開及び資料の作成

#### (1) 会報「公営交通」(毎月1回発行)について

公営交通事業の円滑な運営に必要な国及び各都市の情報の収集・交換に努め、その内容の充実を図る。

#### (2) 「公営交通事業協会通報」(随時発行)について

国が発表する公営交通事業に関する資料等を迅速に収集し、連絡・通知する。

(3) 「公営交通事業決算調」について

会員都市の協力を得て、決算状況を迅速に集計した冊子を作成し、配布する。

(4) 「公営交通事業要覧」について

会員都市の事業概要、国の補助制度等を集録した冊子を作成し、配布する。

(5) 「ホームページ」について

協会の実施事業の情報公開に努めるとともに、会員都市のホームページとの連携も図りながら、各都市の公営交通の積極的なPRに努める。

## 6. 保険制度の実施

地下鉄事業及び路面電車事業等を経営する会員都市並びに交通事業を経営する賛助会員を対象とした下記の保険制度については、団体保険制度等のメリットを生かして、引き続き実施する。

(1) 公営交通事業者等団体鉄道賠償責任保険

加入団体数 会員都市 11都市、賛助会員 14社

(2) 公営地下鉄土木構造物保険

加入団体数 会員都市 9都市

## 7. 表彰

- (1) 公営交通事業に従事する職員を対象に永年無事故者、永年勤続者、発明考案者等について、当協会表彰規程に基づき協会会長表彰を行う。
- (2) 国土交通大臣表彰（鉄道関係功労者）の対象となる現業職員の推薦を行う。
- (3) 国土交通大臣表彰（鉄道関係功労者及び自動車関係功労者）受賞者に対して記念品を贈呈する。

## 8. 一般社団法人への移行等

(1) 「一般社団法人 公営交通事業協会」への移行について

「法人移行の基本方針」（平成23年5月通常総会決定）に基づき、平成25年度通常総会にて、新定款及び最初の理事、監事等を決定後、内閣府に移行認可申請を行い、認可を得て新法人に移行する。

新法人の発足は、平成25年10月1日を予定している。

(2) 関係団体との連携・協力

公営交通事業に関連する団体が行う事業の推進や業務の遂行に協力する。